

5 森推鳥第 202 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定します。

令和 5 年 10 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 戸隠山鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

戸隠山鳥獣保護区のうち、長野市戸隠地区字汪峰地籍の戸隠山国有林と民有林の境界標柱庚 29 を起点とし、同境界を南西進し、同国有林と戸隠神社有地の境界線との交点に至り、同点から逆サ川を南西進し、同川と森林植物園に至る歩道との交点に至り、同歩道を南西進し、北信森林管理署所管第 1046 林班へ小班とロ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ヌ小班とト小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ソ小班とレ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班カ小班とワ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ツ小班との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ッ小班との交点に至り、同点から同小班界を西進し、同林班ヨ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、同林班タ小班との交点に至り、同点から同小班界を北西進し、国有林と民有林の境界標柱庚 70 に至り、同点から同小班界を南東進し、境界標柱庚 108 に至り、同点から戸隠神社奥社山道を横断して同境界標柱 47 に至り、同点から同境界を北西進し、第 1028 林班と小班界との交点に至り、同点から同小班界を北東進し、同小班ヌ小班とト小班の林班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、同林班ハ小班とニ小班の小班界との交点に至り、同点から同小班界を南東進し、国有林と民有林の境界標柱庚 3 に至り、同点から同境界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 187ha）

(2) 存続期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣を驚かすような人間の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、戸隠森林植物園ボランティアの会や関係自治体、地域住民などと連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。

また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。